

水噴霧消火設備の設置等に関する指導基準

(趣旨)

第1 この基準は、水噴霧消火設備の設置及び維持に関し、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）及び豊田市火災予防条例（昭和48年条例第51号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(水源)

第2 水源は、屋内消火栓設備等の設置等に関する指導基準（以下「屋内消火栓」という。）第2-1（（5）を除く。）に準ずる。

(加圧送水装置)

第3 加圧送水装置は、屋内消火栓第3-1（（3）、（6）及び（8）を除く。）に準ずるほか、加圧送水装置は水噴霧消火設備専用とする。

(呼水装置)

第4 呼水装置は、屋内消火栓第4に準ずる。

(配管)

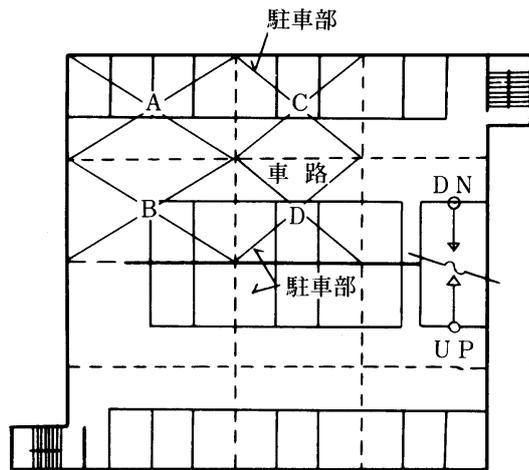
第5 配管は、屋内消火栓第5-1（（14）及び（18）を除く。）及びスプリンクラー設備等の設置等に関する指導基準（以下「スプリンクラー」という。）第5-1（3）から（7）に準ずるほか、次によるものとする。

- (1) 配管口径は、設けられたヘッドの個数又は同時放射するヘッドの個数に応じ、配管の摩擦損失、放水量を勘案し、適正な口径を設定する。
- (2) 配管途中には、次に掲げるストレーナを設ける。
 - ア 網目の開き又は円孔の径は、噴霧ヘッドの最小通路の2分の1以下であること。
 - イ 網目等の面積の合計は、接続する配管断面積の4倍以上であること。
 - ウ 網目等が容易に清掃できるものであること。
- (3) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に水噴霧消火設備である旨を表示する。

(同時放射区画)

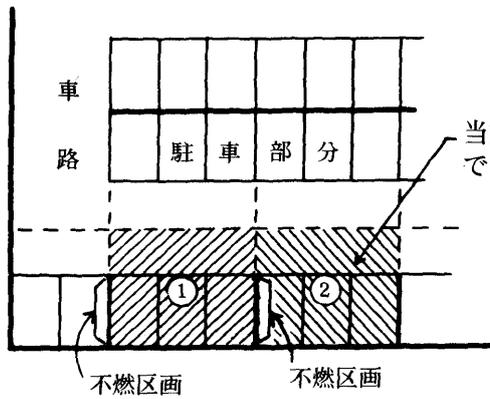
第6 同時放射区画は、規則第17条第2項第3号に定める隣接する2つの区画のうち最大となるものを同時放射した場合、必要となる水源、加圧送水装置等を確保する。（第3-1図参照）

ただし、隣接した区画が不燃材料で区画されている場合は、当該区画された部分の一を放射区画とし、最大となる区画を同時2区画放射とすることができる。（第3-2図参照）



(A区画とC区画又はA区画とB区画を隣接する区画としてとらえ、A区画とD区画はとらえないものとする。)

第3-1図



当該部分を一の放射区画とすることができる。

(①+②を同時放射できればよい。)

第3-2図

(電気機器との保有空間)

第7 電気機器との保有空間は、噴霧ヘッド又は、配管と高圧電気機器の露出充電部等との間は、次表に掲げる保有空間をとること。

公称電圧	噴霧ヘッドとの保有空間	配管との保有空間
3 kv	170 mm以上	70 mm以上
6 kv	170 "	70 "
10 kv	200 "	100 "
20 kv	300 "	170 "
30 kv	400 "	250 "
40 kv	500 "	400 "
60 kv	700 "	550 "
70 kv	800 "	650 "

(試験装置)

第8 試験装置は、スプリンクラー第10-1-(4)に準ずる。

(流水検知装置及び自動警報装置)

第9 流水検知装置及び自動警報装置は、スプリンクラー第9に準ずるほか、流水検知装置の一次側の制御弁は、当該放射区画を經由することなく接近できる共用部分若しくは、階段直近等に設け、容易に操作できる位置に設けること。

(起動装置)

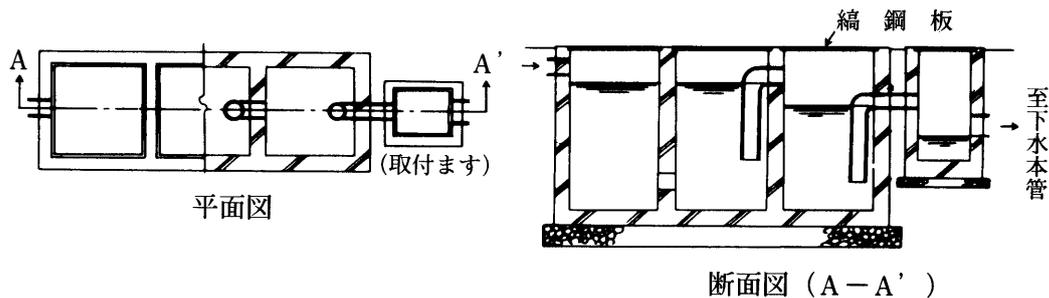
第10 起動装置は、スプリンクラー第11及び泡消火第8に準ずること。

(排水設備)

第11 排水設備は、次によるものとする。

- (1) 放射された水を有効に排水できる措置を講ずること。
- (2) 駐車のために供する防火対象物又はその部分に設ける場合は、放射された水量を処理できる油分離槽を設けること。(第3-3図参照)

<参考例図>



第3-3図

(表示等)

第12 表示等は、スプリンクラー第14-1-(1)、(3)及び(4)に準ずるほか、送水口には、「送水口(水噴霧消火設備専用)」及び適正送水圧力値の表示を併わせて行うこと。

(駐車場等)

第13 駐車場等は、次によるものとする。

- (1) 駐車場等に特殊消火設備の設置が必要となる場合は、原則として水噴霧消火設備又は泡消火設備を設けること。ただし、立体駐車場等で、水噴霧消火設備又は泡消火設備の設置が困難なものにあつては、この限りでない。
- (2) 令第13条第1項及び条例第39条第1項の「駐車のために供される部分」の床面積の算定は、駐車する部分及び車路の床面積の合計とすること。
- (3) 共同住宅の一部に駐車場を設け、特殊消火設備が必要となる場合は、水噴霧消火設備、泡消火設備又は移動式粉末消火設備等(泡消火設備の設置等に関する指導基準第11-1-(3)に定める周囲等に開放性がある場合に限る。)とすること。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。